

## 社会福祉法人康生会 役員等報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康生会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員等については、当該会議等に出席した場合に報酬を支給する。ただし、理事長については、法人及び施設業務のために出勤したときにも報酬を支給する。役員等には賞与は支給しない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会が定款第13条第4項及び定款第26条第2項の規定による決議の省略をした場合においては、業務を行ったものとし、第3条の報酬を支給する。
- (3) 理事及び監事に対して、各年度の総額が理事は1,500,000円、監事は300,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- (4) 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- (5) 特別養護老人ホーム敬寿園、水明荘の職員で当法人の役員等である者については、報酬を支給しない。

### (役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、下記による報酬の区分に応じて定めるものとする。

	評議員会	理事会	監査	法人及び施設業務のための出勤	第三者委員会	評議員選任・解任委員会	監査・入札等立会等	※決議省略を行った場合
理事長	30,000円	30,000円	—	20,000円	—	8,000円	8,000円	15,000円
理事	15,000円	15,000円	—	—	—	8,000円	8,000円	8,000円
監事	15,000円	15,000円	15,000円	—	—	8,000円	8,000円	8,000円
評議員	15,000円	—	—	—	—	—	8,000円	8,000円

※理事会及び評議員会における出席対象者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があった場合に、決議省略があったものとみなす。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。また、理事長が、法人及び施設業務のために出勤したときの報酬計算期間は、前月の初日から末日まで分を翌月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

- (1) 理事長が途中退任した場合は、退任月に支給する。
- (2) 報酬の支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、下記の旅費を支給することができる。ただし、旅費支給方法については、社会福祉法人康生会の職員に関する旅費規程の例による。

なお、特別養護老人ホーム敬寿園、水明荘の職員で当法人の役員等である者については適用しない。

	鉄道賃		その他の交通機関	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
	県内	県外		県内	県外	県内	県外
役員等	普通旅客運賃		実費	6,000円	10,000円	13,000円	15,000円
	特急料金	特急料金					
その他	普通旅客運賃		実費	4,000円	7,000円	12,000円	14,000円

(記念品等)

第7条 役員等が退任した場合は、下記に基づき記念品等を贈るものとする。ただし、特別養護老人ホーム敬寿園及び水明荘の職員で当法人の役員等である者については適用しない。

	基準額
在任期間 1～3年未満	30,000円
在任期間 3～5年未満	50,000円
在任期間 5～10年未満	70,000円
在任期間 10～15年未満	100,000円
在任期間 15～20年未満	150,000円
在任期間 20年以上	200,000円

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- この規程は、定款の認可のあった平成29年6月26日から施行する。
- 本規程の施行に伴い、平成21年10月1日施行の役員報酬規程及び昭和59年2月1日施行の役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

- この改正規程は、令和3年4月7日から施行し、令和2年3月24日から適用する。（第2条関係、第3条関係）